

(別表)

区分	補助対象範囲	補助率及び補助基準額														
介護ロボット	<p><u>1 補助対象範囲</u></p> <p>次の (i) から (iii) の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。</p> <p>(i) 目的要件</p> <p>日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること (それぞれの定義については、令和5年7月31日付け老高発0731第4号の別紙1の別添1を参照。)</p> <p>(ii) 技術的要件</p> <p>次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロボット技術 (※) を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット</li> </ul> <p>※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成25年度～平成29年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成30年度～令和2年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業 (開発補助)」(令和3年度～)において採択された介護ロボット(「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。)</li> </ul> <p>(iii) 市場的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</li> </ul> <p>※ リース費用は当該年度の3月末までに</p>	<p>(ア) 1 機器につき、左の経費の実支出額に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額。</p> <table border="1" data-bbox="863 528 1425 1301"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 528 1267 573">①区分</th> <th data-bbox="1267 528 1425 573">②補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 573 1267 1205">           i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること</li> </ul> </td> <td data-bbox="1267 573 1425 1205">3 / 4 以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1205 1267 1301">ii 上記以外の事業所に補助する場合</td> <td data-bbox="1267 1205 1425 1301">1 / 2 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>i については、既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含め介護ロボット導入等計画を作成すること。</p> <p>(イ) (ア) で算出した額と、以下の表の第①欄に定める介護ロボットに応じた②欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。</p> <table border="1" data-bbox="863 1682 1425 1928"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 1682 1158 1727">①介護ロボット</th> <th data-bbox="1158 1682 1425 1727">②基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 1727 1158 1827">移乗支援 (装着型・非装着型)</td> <td data-bbox="1158 1727 1425 1827">100万円/台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1827 1158 1872">入浴支援</td> <td data-bbox="1158 1827 1425 1872"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1872 1158 1928">上記以外</td> <td data-bbox="1158 1872 1425 1928">30万円/台</td> </tr> </tbody> </table>	①区分	②補助率	i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること</li> </ul>	3 / 4 以内	ii 上記以外の事業所に補助する場合	1 / 2 以内	①介護ロボット	②基準額	移乗支援 (装着型・非装着型)	100万円/台	入浴支援		上記以外	30万円/台
①区分	②補助率															
i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること</li> </ul>	3 / 4 以内															
ii 上記以外の事業所に補助する場合	1 / 2 以内															
①介護ロボット	②基準額															
移乗支援 (装着型・非装着型)	100万円/台															
入浴支援																
上記以外	30万円/台															

	<p>係る経費のみが対象となる。</p> <p><u>2 補助対象外経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費税及び地方消費税</li> <li>保険料</li> <li>通信に係る経費</li> <li>機器のメンテナンス費用</li> <li>その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用</li> </ul> <p><u>3 補助回数</u></p> <p>1 計画につき 1 回</p>							
見守り機器の導入に伴う通信環境整備経費	<p><u>1 補助要件</u></p> <p>見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）</li> <li>職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）</li> <li>介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</li> </ul> <p>※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p>	<p>(ア) 1 事業所につき、左の経費の実支出額に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額。</p> <table border="1" data-bbox="858 958 1441 1731"> <thead> <tr> <th>①区分</th> <th>②補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの 3 点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること</td> <td>3 / 4 以内</td> </tr> <tr> <td>ii 上記以外の事業所に補助する場合</td> <td>1 / 2 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>i については、既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含め介護ロボット導入等計画を作成すること。</p> <p>(イ) (ア) で算出した額と、以下の表の②欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補</p>	①区分	②補助率	i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの 3 点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	3 / 4 以内	ii 上記以外の事業所に補助する場合	1 / 2 以内
①区分	②補助率							
i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの 3 点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	3 / 4 以内							
ii 上記以外の事業所に補助する場合	1 / 2 以内							

<p>2 補助対象外経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税及び地方消費税</li> <li>・ 保険料</li> <li>・ 通信に係る経費</li> <li>・ 機器のメンテナンス費用</li> <li>・ その他本事業の趣旨から相当とは認められない費用</li> </ul> <p>3 補助回数</p> <p>1 事業所につき、1回のみ。</p>	<p>助額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①区分</th> <th>②基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見守り機器の導入に伴う通信環境整備</td> <td>750万円/事業所</td> </tr> </tbody> </table>		①区分	②基準額	見守り機器の導入に伴う通信環境整備	750万円/事業所
	①区分	②基準額				
見守り機器の導入に伴う通信環境整備	750万円/事業所					

備考

- (1) 他の補助金等を受けて導入する介護ロボット及び通信環境の整備については、本事業における補助の対象とはならない。
- (2) 科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence : LIFE (ライフ)) による情報収集に協力すること。
- (3) 交付決定前に実施した事業に係る経費は原則補助対象外となるが、補助事業者は内示の通知を受けた後、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した福島県介護ロボット導入支援事業交付決定前着手届出書 (別紙様式5) を知事に提出することで、事業に着手することができるものとする。  
 なお、補助事業者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。